

大東文化大学経済学会会則

昭和 38 年 4 月 1 日制定

令和 5 年 5 月 26 日最終改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、大東文化大学経済学会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、東京都板橋区大東文化大学経済学部内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この会は、経済学および経済に関連する諸領域に関する学術的研究を推進し、かつその成果を公表、普及することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 経済学および経済に関連する諸領域の学術的調査・研究
- 二 研究会、講演会およびシンポジウム等の開催ならびに助成
- 三 学術機関誌等の発行
- 四 研究成果に対する刊行助成
- 五 学生会員の自主的・主体的な調査研究活動、フィールドワーク、社会活動等に対する支援
- 六 学内外の学術研究機関・団体との交流および連携
- 七 その他この会の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 会 員

(種別)

第5条 この会の会員は、次の各号に掲げる 5 種とする。

- 一 正会員 大東文化大学経済学部の専任教員で、この会の目的に賛同して入会した者
- 二 準会員 大東文化大学の教員（他学部の専任教員および非常勤講師等を含む。）
および大東文化大学大学院経済学研究科に所属する大学院生で、この会の目的に賛同して入会した者
- 三 学生会員 大東文化大学経済学部に所属する学生
- 四 賛助会員 この会の目的に賛同し、正会員 2 名の推薦により総会で承認された者
- 五 名誉会員 この会の正会員であった者のうち、大東文化大学経済学部を定年退職した者もしくは

大東文化大学経済学部に10年以上勤務して退職した者で、かつ本人が名誉会員となることを希望した者

(入会)

第6条 この会への入会手続きは、次の各号に掲げる通りとする。

- 一 正会員、準会員および賛助会員としてこの会に入会しようとする者は、入会申込書に必要な事項を記入し、会長に申し込むものとする。
- 二 学生会員は、大東文化大学経済学部への入学をもって自動的に会員となる。ただし、編入学生は編入時点をもって自動的に会員となる。
- 三 名誉会員となることを希望する正会員は、名誉会員申込書に必要な事項を記入し、会長に届け出るものとする。

(会費)

第7条 この会の会員は、次の各号に掲げる会費を納入しなければならない。

- 一 正会員 年額 5,000円
- 二 準会員 年額 3,000円
- 三 学生会員 年額 1,000円（入学手続き時に4年間の会費4,000円を一括納入する。ただし、編入学生は編入学時に在学予定期間の会費を一括納入する。他学部から経済学部へ転学部した学生は転学部時に在学予定期間の会費を一括納入する。）
- 四 賛助会員 年額 5,000円
- 五 名誉会員 免除

(会員の権利)

第8条 第5条各号に規定する会員は、この会が発行する学術機関誌等に投稿する権利およびそれら刊行物の配布を受ける権利ならびにこの会が主催する研究会・講演会・シンポジウム等に参加する権利を有する。ただし、学術機関誌への投稿については、準会員および学生会員の場合には、指導教授または正会員2名の推薦があること、ならびに賛助会員の場合には、正会員2名の推薦があること、をそれぞれ条件とする。

- 2 正会員は、研究成果を公刊する場合には、刊行助成を受けることができる。
- 3 学生会員および準会員(ただし、大学院生に限る。)は、この会が募集する学生懸賞論文に応募すること、および調査研究活動等の事業を行う場合には、活動助成を受けることができる。

(会費滞納者の権利停止)

第8条の2 第7条に規定する会費を当該年度末までに納入しない（以下「滞納」という。）会員については、会費を滞納した翌年度以降について、前条で定められた権利を停止する。ただし、滞納している会費および当該年度の会費を納入したときは、その権利は回復される。

(会員資格の喪失)

第9条 この会の会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- 一 退会届を提出したとき。

- 二 退職もしくは解雇または卒業もしくは退学（除籍を含む。以下第11条において同じ。）により大東文化大学から離脱したとき。
- 三 この会の名誉を著しく傷つけ、またはこの会に著しい損害を与えたとき。この場合において、本人から弁明の申し出があったときは、その機会を与えるものとする。
- 四 死亡したとき。
- 五 第7条各号に定める会費を2年分以上滞納し、かつその督促に応じなかったとき。ただし、運営委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（退会）

第10条 この会の会員は、退会届を会長に提出して退会することができる。

（会費の不返還）

第11条 いったん納入された会費は、返還しない。ただし、学生会員が退学により大東文化大学の学籍を喪失したときは、以後の年限分の会費を返還することができる。

第4章 役員

（種別および定数）

第12条 この会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 運営委員 10名以内
- 二 監事 2名

2 運営委員の中から、会長、副会長、事務局長および会計を各1名選出する。

（選任）

第13条 運営委員は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長には、経済学部長をもってこれにあてる。
- 3 副会長、事務局長および会計は、運営委員会において互選により選出する。
- 4 監事には、運営委員会が推薦し、総会の承認を得て、学会内外の専門家（公認会計士、税理士等）を選任する。

（職務）

第14条 会長は、この会を代表し、この会の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、会長の指示のもとに、この会の通常業務を処理する。
- 4 会計は、会長の指示のもとに、この会の会計業務を掌る。
- 5 運営委員は、運営委員会を構成し、この会則の規定および総会または運営委員会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 6 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - 一 運営委員会の業務執行の状況を監査すること。
 - 二 この会の会計監査をすること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。

(事務局)

第16条 この会の業務を処理するため、この会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長および会計を置く。
- 3 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別にこれを定める。

第5章 総会

(総会)

第17条 この会の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 準会員、学生会員および賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることはできるが、議決権は有しない。

(権能)

第19条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- 一 会則の変更
- 二 解散
- 三 事業計画および収支予算
- 四 事業報告および収支決算
- 五 財産の処分に関する事項
- 六 会費の額
- 七 入会の承認
- 八 役員の選任
- 九 その他この会の運営に関する重要な事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎事業年度1回、事業年度終了後、60日以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 一 会長から招集の請求があったとき。
 - 二 正会員の3分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、開催の請求があった

とき。

(招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による開催の請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(議長)

第22条 総会の議長は、会長もしくはその指名する正会員がこれを行う。

(定足数)

第23条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(表決)

第24条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または書面により他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第23条、第25条第1項、第50条および第51条第2項の規定の適用については、これを総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時および場所
- 二 正会員総数および出席者数 ((書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)
- 三 議事録署名人の選任に関する事項
- 四 審議事項
- 五 議事の経過概要および議決の結果

2 議事録には、議長およびその会議において選任された2人以上の議事録署名人が署名、押印しなければならない。

(議事録の保管および閲覧)

第26条 前条の議事録は、事務局において保管し、会員は、いつでも自由にこれを閲覧することができる。

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第27条 この会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会には、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(構成)

第28条 運営委員会は、正会員の中から選出された委員をもって組織する。

2 運営委員会には、委員長および副委員長を置く。

3 委員長には、会長をもってこれにあてる。

4 副委員長は、運営委員会において互選により選出する。

5 監事は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(職務)

第29条 委員長は、運営委員会の業務を統括掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(権能)

第30条 運営委員会は、この会則で規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について議決する。

一 事業計画案および収支予算案

二 事務局の組織および運営

三 総会に附議すべき事項

四 総会で議決した事項の執行に関する重要な事項

五 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する重要な事項

(開催)

第31条 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

一 委員長が必要と認めたとき。

二 運営委員総数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、開催の請求があつたとき。

(招集)

第32条 運営委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、前条第2号の規定による開催の請求があつたときは、その日から14日以内に運営委員会を招集しなければならない。

3 委員長は、運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに各運営委員および監事に通知するものとする。

(定足数)

第33条 運営委員会は、運営委員総数の2分の1以上の者の出席をもって成立する。

(議長)

第34条 運営委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(表決)

第35条 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第36条 運営委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時および場所
 - 二 運営委員総数、出席者数および出席者氏名
 - 三 議事録署名人の選任に関する事項
 - 四 審議事項
 - 五 議事の経過概要および議決の結果
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された2人以上の議事録署名人が署名、押印しなければならない。

(議事録の保管および閲覧)

第37条 前条の議事録は、事務局において保管し、会員は、いつでも自由にこれを閲覧することができる。

第7章 編集委員会

(編集委員会)

第38条 この会に、編集委員会を置く。

2 編集委員会には、必要に応じて部会を設けることができる。

(構成)

第39条 編集委員会は、正会員の中から選出された10名以内の委員をもって組織する。

2 編集委員会には、委員長および副委員長を置く。

3 委員長および副委員長は、編集委員会において互選により選出する。

(職務)

第40条 委員長は、編集委員会の業務を統括掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(権能)

第41条 編集委員会は、次の各号に掲げる事項を企画し、執行する。

- 一 この会が発行する学術機関誌等の編集および発行
- 二 学生懸賞論文の募集および選考
- 三 その他この会の学術研究活動を推進するために必要と認められる事項

(学術機関誌等)

第42条 この会が発行する学術機関誌等には、編集委員会が認めた者によって執筆された論文等を掲

載する。

2 学術機関誌等への掲載にあたっては、編集委員会の審査を経るものとする。

(招集)

第43条 編集委員会は、委員長が招集する。

(議長)

第44条 編集委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第45条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、この会の運営に充てる。

- 一 会費
- 二 補助金
- 三 寄附金品
- 四 財産から生じる収入
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第46条 この会の資産（預金通帳・印鑑を含む）は、会長が管理・確認し、その方法は、運営委員会の議決を経て、会長が別にこれを定める。

(事業計画および予算)

第47条 この会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が原案を作成し、運営委員会の審議を経て、総会の議決を経なければならない。年度途中において収支予算の総額を増額する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第48条 この会の事業報告および決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算に関する書類は次に掲げる文書とする。

- 一 決算を作成するために記録した収支計算書、財産目録、および現金出納帳等の帳簿（電子媒体に記録しているときは、その情報を印刷した書面）
- 二 入金および出金を記録する預金通帳
- 三 支払を証明する領収書等の書面
- 四 その他決算の適正性を証明する書面
- 五 監事が署名および押印をした監査報告書

3 決算上余剰金が生じたときは、これを次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第9章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第50条 この会の会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(解散)

第51条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 総会の決議
 - 二 正会員の欠亡
 - 三 この会の目的を達成することが不可能となったとき
- 2 前項第1号に規定する事由によりこの会を解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第10章 雜 則

(細則)

第52条 この会則の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、会長がこれを定める。

(補則)

第53条 この会則に定められていない事項については、運営委員会に諮り、会長がこれを処理する。

附 則

この会則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正会則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正会則第18条の規定にかかわらず、平成12年度に限っては、事業年度を平成12年5月27日から平成13年3月31日までとする。
- 3 改正会則第5条第1号の規定にかかわらず、平成12年3月31日における正会員は、本人から退会の申し出がない限り、平成12年4月1日以降も正会員とする。

附 則

- 1 この改正会則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正会則第5条第1号の規定にかかわらず、平成13年3月31日における正会員は、本人から退会の申し出がない限り、平成13年4月1日以降も正会員とする。

附 則

この改正会則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正会則は、平成 19 年 5 月 25 日から施行する。

2 改正会則第 5 条第 1 号の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日における正会員は、本人から退会の申し出がない限り、平成 19 年 5 月 25 日以降も正会員とする。

附 則

この改正会則は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。ただし、改正会則第 7 条第 3 号の規定は、平成 24 年度入学の学生会員から適用する。

附 則

(会則の一部改正)

1 平成 25 年 5 月 24 日、会則第 13 条を改正する。

(施行期日)

2 この改正会則は、平成 25 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

(会則の一部改正)

1 平成 26 年 5 月 30 日、会則第 8 条の 2 および第 9 条第 5 号を改正する。

(施行期日)

2 この改正会則は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

(会則の一部改正)

1 平成 27 年 5 月 22 日、会則第 4 条第 5 号、第 8 条第 3 項等を改正する。

(施行期日)

2 この改正会則は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

(会則の一部改正)

1 平成 28 年 5 月 20 日、会則第 19 条第 3 号、第 30 条第 1 号、第 47 条を改正する。

(施行期日)

2 この改正会則は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

(会則の一部改正)

- 1 平成 30 年 5 月 18 日、会則第 6 条第二号、第 7 条第三号、第 46 条、第 48 条第 2 項等を改正する。
(施行期日)
- 2 この改正会則は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

(会則の一部改正)

- 1 令和元年 5 月 17 日、会則第 2 条を改正する。
(施行期日)
- 2 この改正会則は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

附 則

(会則の一部改正)

- 1 令和 5 年 5 月 26 日、会則第 7 条を改正する。
(施行期日)
- 2 この改正会則は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

事務局所在地

東京都板橋区高島平 1 丁目 9-1

03-5399-7300